

平成2年度 精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査結果の概要

平成4年1月
厚生省児童家庭局

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、精神薄弱児(者)福祉対策の一層の充実を図るため、その生活の実情とニーズを正しく把握し、今後における精神薄弱児(者)福祉行政の企画・推進の基礎資料を得ることを目的とした。

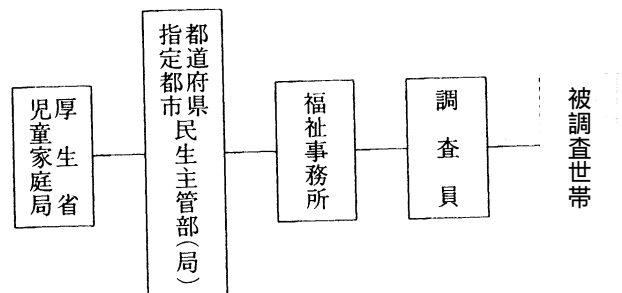
2 調査の対象及び客体

全国の精神薄弱児(者)のいる世帯を対象として、昭和60年国勢調査により設定された調査区から、150分の1の割合で無作為抽出された、4,909地区内の精神薄弱児(者)を客体とした。客体は1,798人、調査票の回収数は1,579件で回収率は88%、有効回答数は1,539件で有効回収率としては86%であった。

3 調査の時期

平成2年9月10日

4 調査の機関



5 調査の方法

調査員が被調査世帯を訪問し、調査票を手渡し、記入及び郵便による返送を依頼する自計郵送方式により行った。

6 調査の集計

調査の集計は、児童家庭局が大臣官房統計情報部の協力を得て行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合 -
 統計項目上ありえない場合 ・
 (2) この概況に掲載の数値は四捨五入してあるた

め、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
 (3) この概況に掲載の表の単位は「人」、()は%
 である。

結果の概要

1 精神薄弱児(者)数

今回の調査結果によると、在宅精神薄弱児(者)は、283,800人と推計される。

なお、施設入所児(者)は101,300人であり、我が国の精神薄弱児(者)総数は、385,100人と推計される。

表1 精神薄弱児(者)総数

	総数	在宅	施設入所
総数	385,100	283,800	101,300
18歳未満	115,100	100,000	15,100
18歳以上	254,400	168,200	86,200
不詳	15,700	15,700	-

※在宅は、今回の調査結果による。施設入所は、社会福祉施設調査(平成2年10月1日)等による。

※施設入所とは、精神薄弱児施設(自閉症児施設を含む)、重症心身障害児施設、国立療養所委託病床(重症心身障害児)、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設の各施設である。

2 障害の程度

(1) 障害の程度

「最重度」「重度」が43.5%、「中度」「軽度」が51.3%となっている。

表2 障害の程度

	総数	男	女	不詳	最重度	重 度	中 度	軽 度	不 詳
総数	283,800 (100.0)	158,100 (55.7)	111,200 (39.2)	14,600 (5.1)	35,200 (12.4)	88,300 (31.1)	76,400 (26.9)	69,200 (24.4)	14,800 (5.2)
18歳未満	100,000 (100.0)	64,400 (64.4)	35,000 (35.1)	600 (0.6)	13,600 (13.7)	31,700 (31.7)	26,600 (26.6)	24,300 (24.4)	3,700 (3.7)
0~4	10,300	5,200	5,200	-	1,800	3,000	2,600	1,700	1,300
5~9	25,300	16,800	8,300	200	2,600	7,900	6,500	7,700	600
10~14	36,500	23,100	13,300	200	4,800	11,600	11,400	7,600	1,100
15~17	27,800	19,400	8,300	200	4,400	9,200	6,100	7,400	700
18歳以上	168,200 (100.0)	91,700 (54.5)	74,500 (44.3)	2,000 (1.2)	21,200 (12.6)	52,900 (31.5)	46,300 (27.5)	39,500 (23.5)	8,300 (4.9)
18~19	16,200	10,100	6,100	-	1,800	6,300	3,700	4,200	200
20~29	52,000	28,600	23,200	200	5,200	16,800	14,900	13,500	1,700
30~39	38,200	22,900	14,800	600	5,200	9,000	10,300	12,200	1,500
40~49	30,800	14,900	15,700	200	5,200	9,200	7,900	6,500	2,000
50~59	19,400	10,100	8,500	700	3,000	6,300	6,100	2,800	1,300
60以上	11,600	5,000	6,300	400	900	5,300	3,300	400	1,700
不詳	15,700 (100.0)	2,000 (12.9)	1,700 (10.6)	12,000 (76.5)	400 (2.4)	3,700 (23.5)	3,500 (22.4)	5,300 (34.1)	2,800 (17.6)

(2) 保健面、行動面

保健面では、身体的健康に嚴重な看護が必要な「1度」が4.3%となっている。行動面では、行動上の障

害が顕著で常時付添い注意が必要な「1度」が7.5%となっている。その他の程度については、「用語の定義」を参照されたい。

表3 保健面

	総数	1度	2度	3度	4度	5度	不詳
総数	283,800 (100.0)	12,200 (4.3)	22,900 (8.1)	36,300 (12.8)	53,700 (18.9)	83,700 (29.5)	75,100 (26.4)

3 記入者

調査票の記入者の状況を見ると、「母」が48.1%と最も多く、「本人」23.1%、「父」11.7%、「親族」9.6%、「本人とその他」4.4%、「その他」3.1%となっており、「本人」と「本人とその他」を合わせると、27.5%となっている。

4 生活の場の状況

(1) 生活の場の状況

自分の家やアパートで暮している」が91.8%と、ほとんどである。

(2) 生活同居者

生活同居者の状況を見ると、「親、兄弟姉妹と暮している」は53.0%、「親と暮している」は28.0%となっており、親等と暮している者は81.0%となっている。18歳以上の生活同居者を見ると、「ひとりで暮している」者は、2.5%、「夫婦で暮している」者は3.1%となっている。

5 生活の場の希望

「親と暮したい」「親、兄弟姉妹と暮したい」が、あわせて全体の50.5%となっている。「夫婦で暮したい」が全体の14.3%、「施設」9.7%、「グループホーム」6.3%となっている。

表8 生活の場の希望（児・者別）

	総数	ひとりで	夫婦で	親と	親、兄弟姉妹と	友達などと	グループホーム	施設	その他	不詳
総数	283,800 (100.0)	(2.5)	(14.3)	(40.6)	(9.9)	(1.9)	(6.3)	(9.7)	(6.6)	(8.2)
18歳未満	100,000 (100.0)	(1.3)	(15.1)	(48.7)	(2.0)	(1.7)	(9.6)	(8.1)	(6.3)	(7.2)
18歳以上	168,200 (100.0)	(3.3)	(13.0)	(37.0)	(14.9)	(2.0)	(4.8)	(10.6)	(6.6)	(7.8)
不詳	15,700 (100.0)	(2.4)	(22.4)	(28.2)	(7.1)	(2.4)	(1.2)	(9.4)	(8.2)	(18.8)

表4 行動面

	総数	1度	2度	3度	4度	5度	不詳
総数	283,800 (100.0)	21,200 (7.5)	24,900 (8.8)	64,500 (22.7)	50,500 (17.8)	45,700 (16.1)	76,900 (27.1)

表5 記入者

	総数	本人	母	父	本人とその他	親族	その他
総数	283,800 (100.0)	(23.1)	(48.1)	(11.7)	(4.4)	(9.6)	(3.1)
18歳未満	100,000 (100.0)	(8.5)	(76.6)	(11.1)	(2.4)	(0.9)	(0.6)
18歳以上	168,200 (100.0)	(28.8)	(32.5)	(12.8)	(5.7)	(15.4)	(4.7)
不詳	15,700 (100.0)	(54.1)	(34.1)	(3.5)	(2.4)	(3.5)	(2.4)

表6 生活の場

	総数	自分の家やアパート	会社の寮	グループホーム	その他	不詳
総数	283,800 (100.0)	(91.8)	(1.3)	(1.0)	(5.7)	(0.3)
18歳未満	100,000 (100.0)	(96.9)	(-)	(0.2)	(3.0)	(-)
18歳以上	168,200 (100.0)	(88.8)	(2.2)	(1.5)	(7.2)	(0.2)
不詳	15,700 (100.0)	(91.8)	(-)	(-)	(5.9)	(2.4)

表7 生活同居者

	総数	ひとりで	夫婦で	親と	親、兄弟姉妹と	兄弟姉妹	友達などと	その他	不詳
総数	283,800 (100.0)	(1.8)	(2.2)	(28.0)	(53.0)	(5.6)	(3.3)	(5.7)	(0.5)
18歳未満	100,000 (100.0)	(-)	(-)	(17.9)	(77.9)	(0.2)	(2.2)	(1.7)	(0.2)
18歳以上	168,200 (100.0)	(2.5)	(3.1)	(32.9)	(40.1)	(9.0)	(3.9)	(7.9)	(0.5)
不詳	15,700 (100.0)	(4.7)	(7.1)	(40.0)	(32.9)	(3.5)	(3.5)	(7.1)	(1.2)

記入者別に生活の場の希望を見ると、「本人」記入では、「親と暮したい」「親、兄弟姉妹と暮したい」が、あわせて全体の42.0%、「ひとりで暮したい」「夫婦で暮したい」があわせて28.7%となっている。

表9 生活の場の希望（記入者別）

	総数	ひとりで	夫婦で	親と	親、兄弟姉妹と	友達などと	グループホーム	施設	その他	不詳
総数	283,800 (100.0)	(2.5)	(14.3)	(40.6)	(9.9)	(1.9)	(6.3)	(9.7)	(6.6)	(8.2)
本人	65,500 (100.0)	(5.6)	(23.1)	(29.9)	(12.1)	(3.7)	(5.4)	(3.9)	(8.2)	(8.2)
本人とその他	12,400 (100.0)	(3.0)	(20.9)	(46.3)	(4.5)	(4.5)	(3.0)	(11.9)	(3.0)	(3.0)
親族	169,900 (100.0)	(1.0)	(12.3)	(49.4)	(4.6)	(0.9)	(7.6)	(11.3)	(5.5)	(7.5)
その他	27,300 (100.0)	(2.7)	(3.4)	(12.8)	(38.5)	(0.7)	(3.4)	(14.2)	(10.1)	(14.2)
その他	8,900 (100.0)	(8.3)	(12.5)	(29.2)	(16.7)	(8.3)	(2.1)	(4.2)	(8.3)	(10.4)

6 活動の場の状況

「就学前」(全体の6.4%)では、「通園施設」が29.3%と最も割合が高い。「就学」(全体の29.2%)では、「障害児のための学校」が、60.4%となっている。「卒業」している人(全体の63.5%)では、「自分の家」が46.2%、「職場・会社」が22.6%、「作業所」「通所施設」が合わせて24.0%となっている。

表10 活動の場

総数	就学前	就学	卒業	不詳		
283,800 (100.0)	18,300 (6.4)	82,800 (29.2)	180,200 (63.5)	2,600 (0.9)		
就学前	通園施設	保育所	幼稚園	養護学校 幼稚園	自分の家	その他
(100.0)	(29.3)	(25.3)	(12.1)	(2.0)	(27.3)	(4.0)
就学	障害児のための学校	障害児のための学級	訪問教育	学校の普通学級		
(100.0)	(60.4)	(28.7)	(1.1)	(9.8)		
卒業	職場・会社	作業所	通所施設	自分の家	その他	
(100.0)	(22.6)	(12.6)	(11.4)	(46.2)	(7.3)	

7 将来の活動の場の希望

翌年の活動の場の希望を聞いたところ、「就学前」では、「通園施設」の希望が34.2%と最も割合が高い。「就学」では、「障害児のための学校」が、58.5%となっている。「卒業」後は、「自分の家」が40.0%、「職場、会社」が27.1%、「作業所」「通所施設」が合わせて26.7%となっている。

表11 活動の場の希望

総数	就学前	就学	卒業	不詳		
283,800 (100.0)	14,000 (4.9)	73,400 (25.9)	177,600 (62.6)	18,800 (6.6)		
就学前	通園施設	保育所	幼稚園	養護学校 幼稚園	自分の家	その他
(100.0)	(34.2)	(27.6)	(14.5)	(5.3)	(18.4)	(-)
就学	障害児のための学校	障害児のための学級	訪問教育	学校の普通学級		
(100.0)	(58.5)	(26.9)	(1.0)	(13.6)		
卒業	職場・会社	作業所	通所施設	自分の家	その他	
(100.0)	(27.1)	(12.9)	(13.8)	(40.0)	(6.2)	

8 外出の状況

ひとりでの外出状況をみると、「よく出かける」「時々出かける」をあわせると、34.7%であり、だれかとの外出状況をみると、「よく出かける」「時々出かける」をあわせると、66.6%である。

表12 ひとりでの外出状況

	総数	よく出かける	時々出かける	ほとんど出かけない	不詳
総数	283,800 (100.0)	(20.0)	(14.7)	(39.6)	(25.7)
18歳未満	100,000 (100.0)	(14.6)	(8.5)	(44.1)	(32.8)
18歳以上	168,200 (100.0)	(22.3)	(18.1)	(38.3)	(21.4)
不詳	15,700 (100.0)	(30.6)	(17.6)	(25.9)	(25.9)

表13 だれかとの外出状況

	総数	よく出かける	時々出かける	ほとんど出かけない	不詳
総数	283,800 (100.0)	(32.0)	(34.6)	(19.9)	(13.5)
18歳未満	100,000 (100.0)	(57.2)	(31.7)	(6.3)	(4.8)
18歳以上	168,200 (100.0)	(18.1)	(36.2)	(28.2)	(17.5)
不詳	15,700 (100.0)	(21.2)	(36.5)	(17.6)	(24.7)

9 地域活動の参加状況

(1) 地域活動への参加状況

「よく参加する」「時々参加する」人は、合わせて25.7%であり、「ほとんど参加しない」「参加したことはない」人は、合わせて、70.1%となっている。

表14 地域活動への参加状況

	総数	よく参加する	時々参加する	ほとんど参加しない	参加したことはない	不詳
総数	283,800 (100.0)	(4.9)	(20.8)	(23.9)	(46.2)	(4.2)
18歳未満	100,000 (100.0)	(6.3)	(26.9)	(28.2)	(35.2)	(3.3)
18歳以上	168,200 (100.0)	(3.7)	(17.7)	(21.8)	(53.1)	(3.7)
不詳	15,700 (100.0)	(8.2)	(15.3)	(18.8)	(42.4)	(15.3)

(2) 地域活動不参加者の地域活動への参加希望

地域活動不参加者の地域活動の参加希望状況は、「わからない」が38.1%となっているが、18歳未満では、「機会や場所があれば」参加したいが、50.0%となっている。

表15 地域活動不参加者の地域活動への参加希望

	総数	機会や場所があれば	参加したいとは思わない	わからない	不詳
総数	199,000 (100.0)	(31.2)	(25.6)	(38.1)	(5.1)
18歳未満	63,400 (100.0)	(50.0)	(18.6)	(28.8)	(2.6)
18歳以上	126,000 (100.0)	(23.0)	(30.0)	(41.0)	(6.0)
不詳	9,600 (100.0)	(15.4)	(13.5)	(61.5)	(9.6)

(3) 地域活動不参加者の地域活動への参加条件

地域活動に参加していない人で、「いっしょに行ってくれる人がいれば」参加しやすいと答えた人が、31.2%となっている。

表16 地域活動不参加者の地域活動への参加条件

	総数	お知らせがあれば	いっしょに行ってくれる人がいれば	車で迎えにくれば	近くにあれば	その他	不詳
総数	199,000 (100.0)	(9.7)	(31.2)	(4.8)	(11.4)	(12.4)	(30.4)
18歳未満	63,400 (100.0)	(17.4)	(31.4)	(4.1)	(15.4)	(9.9)	(21.8)
18歳以上	126,000 (100.0)	(6.1)	(31.3)	(5.3)	(8.9)	(14.2)	(34.1)
不詳	9,600 (100.0)	(5.8)	(28.8)	(3.8)	(17.3)	(5.8)	(38.5)

10 相談相手

18歳未満では、「親、祖父母」63.5%、「会社の人・学校の先生」44.1%、「専門機関の職員」28.4%等の順に多い。18歳以上では、「親、祖父母」63.6%、「兄弟姉妹」38.8%、「施設の職員・グループホームの世話人」16.1%等の順となっている。

表17 相談相手

	総数	親、祖父母	兄弟姉妹	友人・知人	会社の人・学校の先生	医師	施設の職員・グループホームの世話人	専門機関の職員	市(区)役所・町役場の職員	民生委員児童委員	障害者相談員	障害者の団体	その他
総数	283,800 (100.0)	(62.9)	(30.5)	(15.3)	(24.4)	(17.9)	(13.7)	(19.3)	(6.7)	(7.1)	(10.3)	(6.3)	
18歳未満	100,000 (100.0)	(63.5)	(17.5)	(19.9)	(44.1)	(24.2)	(10.5)	(28.4)	(5.4)	(3.1)	(14.9)	(4.1)	
18歳以上	168,200 (100.0)	(63.6)	(38.8)	(12.7)	(13.6)	(14.9)	(16.1)	(15.0)	(7.8)	(9.9)	(8.3)	(7.7)	
不詳	15,700 (100.0)	(51.8)	(24.7)	(14.1)	(15.3)	(9.4)	(8.2)	(7.1)	(3.5)	(2.4)	(2.4)	(5.9)	

※3つまでの重複選択

11 暮らしの充実の希望

(1) 暮らしの充実の希望1

「障害者に対する回りの人の理解」が46.0%と最も多く、「必要な時に施設を利用できる制度」が42.7%とこれに次いでいる。

表18 暮らしの充実の希望(1) (児・者別)

	総数	相談や指導	早期発見早期療育	必要な時に施設を利用できる制度	ホームヘルパー	医療	経済的助	ボランティア活動	障害者に対する回りの人の理解	人としての権利の保護	その他
総数	283,800 (100.0)	(28.5)	(6.6)	(42.7)	(8.6)	(19.3)	(29.2)	(7.1)	(46.0)	(12.9)	(3.4)
18歳未満	100,000 (100.0)	(33.8)	(13.7)	(52.2)	(8.1)	(19.0)	(31.5)	(9.0)	(55.5)	(19.0)	(4.1)
18歳以上	168,200 (100.0)	(26.5)	(2.6)	(38.6)	(9.4)	(20.3)	(28.9)	(6.4)	(41.9)	(9.9)	(3.0)
不詳	15,700 (100.0)	(15.3)	(3.5)	(25.9)	(3.5)	(10.6)	(16.5)	(3.5)	(29.4)	(5.9)	(3.5)

※3つまでの重複選択

記入者別にみると、「本人」の希望は、「障害者に対する回りの人の理解」が36.3%と最も多く、「相談や指導」が27.6%とこれに次いでいる。「父母」の希望は、「必要な時に施設を利用できる制度」が53.3%と最も多く、「障害者に対する回りの人の理解」51.4%がこれに次いでいる。

表19 暮らしの充実の希望(1)(記入者別)

	総数	相談や指導	早期発見早期療育	必要な時に施設を利用できる制度	ホームヘルパー	医療	経済的助	ボランティア活動	障害者に対する回りの人の理解	人としての権利の保護	その他
総数	283,800 (100.0)	(28.5)	(6.6)	(42.7)	(8.6)	(19.3)	(29.2)	(7.1)	(46.0)	(12.9)	(3.4)
本人	65,500 (100.0)	(27.6)	(3.4)	(23.4)	(5.1)	(15.8)	(25.6)	(6.8)	(36.3)	(9.9)	(2.3)
本人とその他	12,400 (100.0)	(40.3)	(-)	(32.8)	(4.5)	(17.9)	(32.8)	(9.0)	(56.7)	(19.4)	(-)
父母	169,900 (100.0)	(30.0)	(9.2)	(53.3)	(9.9)	(20.7)	(29.5)	(8.4)	(51.4)	(15.1)	(3.8)
親	27,300 (100.0)	(17.6)	(2.0)	(35.1)	(10.1)	(20.9)	(33.1)	(1.4)	(37.2)	(6.1)	(2.7)
その他	8,900 (100.0)	(22.9)	(2.1)	(18.8)	(12.5)	(14.6)	(31.2)	(2.1)	(27.1)	(4.2)	(10.4)

※3つまでの重複選択

(2) 暮らしの充実の希望2

「老後の生活」41.3%、「働く場所」30.3%、「通所施設」22.5%等となっている。

表20 暮らしの充実の希望(2) (児・者別)

	総数	通所施設	作業所	働く場所	入所施設	グループホーム	住まいについて	老後の生活	レクリエーションの場	生活環境	その他
総数	283,800 (100.0)	(22.5)	(15.5)	(30.3)	(22.0)	(11.6)	(9.8)	(41.3)	(16.2)	(6.6)	(2.2)
18歳未満	100,000 (100.0)	(37.6)	(23.1)	(43.9)	(24.7)	(15.5)	(9.8)	(38.2)	(18.6)	(7.0)	(1.8)
18歳以上	168,200 (100.0)	(14.8)	(11.7)	(23.1)	(21.2)	(10.0)	(10.5)	(44.4)	(15.6)	(6.7)	(2.4)
不詳	15,700 (100.0)	(8.2)	(7.1)	(21.2)	(12.9)	(4.7)	(2.4)	(27.1)	(7.1)	(3.5)	(2.4)

※3つまでの重複選択

記入者別にみると、「本人」の希望は、「働く場所」31.5%、「老後の生活」30.7%、「レクリエーションの場」13.5%等となっている。「父母」の希望は、「老後の生活」43.4%、「働く場所」33.2%、「通所施設」31.1%等となっている。

表21 暮らしの充実の希望(2) (記入者別)

	総数	通所施設	作業所	働く場所	入所施設	グループホーム	住まいについて	老後の生活	レクリエーションの場	生活環境	その他
総数	283,800 (100.0)	(22.5)	(15.5)	(30.3)	(22.0)	(11.6)	(9.8)	(41.3)	(16.2)	(6.6)	(2.2)
本人	65,500 (100.0)	(9.6)	(9.9)	(31.5)	(8.7)	(9.9)	(9.9)	(30.7)	(13.5)	(6.8)	(1.4)
本人とその他	12,400 (100.0)	(11.9)	(13.4)	(38.8)	(14.9)	(13.4)	(9.0)	(53.7)	(23.9)	(13.4)	(1.5)
父母	169,900 (100.0)	(31.1)	(20.0)	(33.2)	(27.4)	(12.9)	(9.1)	(43.4)	(16.9)	(5.9)	(2.7)
親族	27,300 (100.0)	(10.8)	(5.4)	(11.5)	(27.7)	(8.8)	(12.2)	(50.7)	(11.5)	(6.1)	(0.7)
その他	8,900 (100.0)	(4.2)	(4.2)	(12.5)	(8.3)	(6.2)	(16.7)	(31.2)	(25.0)	(12.5)	(4.2)

※3つまでの重複選択

表22 いやな思いの有無

	総数	いやな思いがある	いやな思いがない	不詳
総数	283,800 (100.0)	(56.2)	(31.0)	(12.8)

12 いやな思いや差別の有無

全体では、56.2%の者が「いやな思いがある」と答えており、その内容を聞いたところ「じろじろ見られる」「指をさされる」等、視線や態度に関するものがほとんどであった。また、「ひそひそ話をされる」「電車などで、となりの席があいていても座ってくれない」というような内容のものもあった。

13 仕事をしている人の状況

(1) 業務

「仕事をしている」と答えたおよそ10万人のうち、「作業所」が43.0%となっている。作業所以外では、「製造・加工業」が、24.1%、「農畜産業、林業、漁業」が8.1%等となっている。

表23 就労精神薄弱児(者)の業務

	総数	農畜産業 林業、 漁業	工事業	製造・ 加工業	卸売、 小売業	飲食店	クリー ニング 店	清掃業	その他	作業所	不詳
総数	100,300 (100.0)	(8.1)	(5.1)	(24.1)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.8)	(9.4)	(43.0)	(1.5)
最重度	5,500 (100.0)	(6.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(3.3)	(-)	(90.0)	(-)
重度	28,400 (100.0)	(7.1)	(1.3)	(11.7)	(1.3)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(8.4)	(67.5)	(0.6)
中度	29,700 (100.0)	(9.9)	(5.0)	(27.9)	(1.9)	(0.6)	(4.3)	(3.7)	(9.3)	(37.3)	(-)
軽度	33,000 (100.0)	(6.1)	(8.9)	(35.2)	(3.4)	(5.0)	(1.7)	(3.9)	(11.7)	(20.7)	(3.4)
不詳	3,700 (100.0)	(20.0)	(10.0)	(25.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(10.0)	(30.0)	(5.0)

※作業所は通所施設を含む

(2) 就労形態

「作業所」の43.2%に次いで、「正規の職員」が 22.2%となっている。

表24 就労精神薄弱児(者)の就労形態

	総数	正規の 職員	臨時雇	日雇	内職	家の仕事 の手伝い	その他	作業所	不詳
総数	100,300 (100.0)	(22.2)	(11.2)	(4.8)	(1.8)	(11.8)	(2.6)	(43.2)	(2.4)
最重度	5,500 (100.0)	(-)	(-)	(3.3)	(-)	(6.7)	(-)	(90.0)	(-)
重度	28,400 (100.0)	(9.7)	(6.5)	(2.6)	(1.9)	(10.4)	(1.9)	(66.9)	(-)
中度	29,700 (100.0)	(24.2)	(10.6)	(6.2)	(1.2)	(13.7)	(3.7)	(38.5)	(1.9)
軽度	33,000 (100.0)	(36.3)	(17.3)	(6.1)	(2.2)	(9.5)	(2.8)	(20.7)	(5.0)
不詳	3,700 (100.0)	(10.0)	(15.0)	(-)	(5.0)	(35.0)	(-)	(30.0)	(5.0)

(3) 就労時間

時間まで」が39.5%を占めている。

一日の実働時間（残業を含む）は、「6時間から8

表25 就労精神薄弱児（者）の就労時間

	総 数	4時間まで	4時間から 6時間まで	6時間から 8時間まで	8時間から 10時間まで	10時間より 多	不 詳
総 数	100,300 (100.0)	(15.1)	(26.3)	(39.5)	(5.5)	(1.8)	(11.8)
最 重 度	5,500 (100.0)	(33.3)	(20.0)	(10.0)	(-)	(-)	(36.7)
重 度	28,400 (100.0)	(20.1)	(36.4)	(24.7)	(1.9)	(-)	(16.9)
中 度	29,700 (100.0)	(13.7)	(32.3)	(43.5)	(3.1)	(2.5)	(5.0)
軽 度	33,000 (100.0)	(8.9)	(13.4)	(54.2)	(12.3)	(3.4)	(7.8)
不 詳	3,700 (100.0)	(15.0)	(25.0)	(35.0)	(-)	(-)	(25.0)

(4) 就労日数

40.4%となっている。

1か月の就労日数は、「20日から25日まで」が

表26 就労精神薄弱児（者）の就労日数

	総 数	10日まで	10日から 15日まで	15日から 20日まで	20日から 25日まで	26日以上	不 詳
総 数	100,300 (100.0)	(3.1)	(3.9)	(21.5)	(40.4)	(10.5)	(20.5)
最 重 度	5,500 (100.0)	(6.7)	(3.3)	(26.7)	(30.0)	(3.3)	(30.0)
重 度	28,400 (100.0)	(2.6)	(4.5)	(26.0)	(37.0)	(5.2)	(24.7)
中 度	29,700 (100.0)	(3.7)	(2.5)	(22.4)	(44.7)	(13.0)	(13.7)
軽 度	33,000 (100.0)	(2.8)	(1.7)	(16.8)	(45.3)	(14.0)	(19.6)
不 詳	3,700 (100.0)	(-)	(30.0)	(15.0)	(5.0)	(10.0)	(40.0)

(5) 給料

正規の職員、臨時雇、日雇として雇用されている者をみると、5万円を超えるものが67.8%となっている。

家の仕事の手伝い、作業所等すべてを含めた1か月の給料をみると、5万円までが51.9%であるが、

表27 就労精神薄弱児（者）の給料

	総 数	な い	1万円 まで	1万円 から 3万円 まで	3万円 から 5万円 まで	5万円 から 7万円 まで	7万円 から 10万円 まで	10万円 から 13万円 まで	13万円 から 15万円 まで	15万円 より 多い	不 詳
総 数	100,300 (100.0)	(8.5)	(25.2)	(10.1)	(8.1)	(11.6)	(10.5)	(5.5)	(0.7)	(2.8)	(17.1)
最 重 度	5,500 (100.0)	(13.3)	(46.7)	(3.3)	(-)	(-)	(3.3)	(-)	(-)	(-)	(33.3)
重 度	28,400 (100.0)	(14.9)	(37.0)	(10.4)	(3.9)	(7.8)	(3.2)	(0.6)	(-)	(0.6)	(21.4)
中 度	29,700 (100.0)	(5.0)	(26.1)	(14.3)	(11.8)	(14.3)	(8.1)	(5.6)	(1.2)	(1.9)	(11.8)
軽 度	33,000 (100.0)	(3.9)	(12.3)	(7.8)	(9.5)	(15.1)	(20.1)	(10.6)	(1.1)	(6.1)	(13.4)
不 詳	3,700 (100.0)	(5.0)	(10.0)	(5.0)	(10.0)	(5.0)	(10.0)	(5.0)	(-)	(-)	(35.0)

表28 就労精神薄弱児(者)(正規の職員, 臨時雇, 日雇)の給料

	総数	ない	1万円まで	1万円から3万円まで	3万円から5万円まで	5万円から7万円まで	7万円から10万円まで	10万円から13万円まで	13万円から15万円まで	15万円より多い	不詳
総数	38,400 (100.0)	(0.5)	(1.9)	(8.7)	(16.8)	(26.0)	(23.6)	(12.0)	(1.9)	(4.3)	(4.3)

14 手当・年金の受給状況

(1) 手当・年金の受給の有無

手当・年金の受給者は、72.8%となっている。

表29 手当・年金の受給の有無

	総数	受給している	申し込み中	受給していない	不詳
総数	283,800 (100.0)	(72.8)	(1.5)	(22.2)	(3.5)
20歳未満	100,000 (100.0)	(67.6)	(2.1)	(28.6)	(1.7)
20歳以上	168,200 (100.0)	(80.6)	(1.2)	(16.5)	(1.7)
不詳	15,700 (100.0)	(35.3)	(-)	(30.6)	(34.1)

(2) 手当・年金不受給者の不受給の理由

「障害が軽いため」が、49.1%となっている。

手当・年金を受給していない者の理由としては、

表30 手当・年金不受給者の不受給の理由

	総数	制度を知らない	障害が軽いため	収入が多いため	その他	不詳
総数	63,100 (100.0)	(18.7)	(49.1)	(17.5)	(10.2)	(4.4)
20歳未満	28,200 (100.0)	(13.3)	(43.3)	(28.9)	(10.6)	(3.9)
20歳以上	30,100 (100.0)	(25.0)	(54.4)	(5.9)	(9.6)	(5.1)
不詳	4,800 (100.0)	(23.1)	(61.5)	(-)	(11.5)	(3.8)

(3) 手当・年金受給者の手当・年金の種類

20歳未満では「特別児童扶養手当」が96.2%、20歳

手当・年金受給者の手当・年金の種類をみると、

以上では、「障害基礎年金」が96.4%となっている。

表31 手当・年金受給者の手当・年金の種類

	総数	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	障害基礎年金	特別障害者手当	その他	不詳
20歳未満	78,600 (100.0)	(96.2)	(27.2)	(-)	(-)	(5.4)	(-)
20歳以上	122,500 (100.0)	(-)	(-)	(96.4)	(5.0)	(6.8)	(0.3)
不詳	5,500 (100.0)	(13.3)	(6.7)	(76.7)	(-)	(3.3)	(3.3)

※重複回答

15 診断・判定を受けた時期、機関

「出生直後」から「小学校に入る時」までに、全体では52.5%、18歳未満では78.4%の者が「診断・判定を受けた」と答えている。

(1) 診断・判定を受けた時期

表32 診断・判定を受けた時期

	総数	出生直後	乳児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診	小学校に入る前	小学校に入る時	小学校にいる時	中学・高校にいる時	わからない	不詳
総数	283,800 (100.0)	(9.6)	(6.2)	(4.9)	(11.2)	(17.3)	(3.3)	(10.2)	(10.1)	(11.0)	(16.1)
18歳未満	100,000 (100.0)	(17.0)	(9.6)	(8.9)	(19.6)	(20.3)	(3.0)	(8.3)	(5.7)	(1.8)	(5.9)
18歳以上	168,200 (100.0)	(5.7)	(4.6)	(2.9)	(6.9)	(16.6)	(3.6)	(11.8)	(13.0)	(17.3)	(17.5)
不詳	15,700 (100.0)	(3.5)	(2.4)	(1.2)	(3.5)	(7.1)	(2.4)	(4.7)	(7.1)	(2.4)	(65.9)

(2) 診断・判定を受けた機関

「児童相談所」が、4割を占めている。

表33 診断・判定を受けた機関

	総数	児童相談所	精神薄弱者更生相談所	保健所	病院	その他	不詳
総数	283,800 (100.0)	(40.0)	(13.9)	(4.5)	(28.3)	(4.1)	(9.3)
18歳未満	100,000 (100.0)	(56.3)	(0.9)	(6.1)	(29.3)	(4.2)	(3.1)
18歳以上	168,200 (100.0)	(32.0)	(22.4)	(3.9)	(29.4)	(4.2)	(8.1)
不詳	15,700 (100.0)	(21.2)	(5.9)	(—)	(9.4)	(2.4)	(61.2)

16 療育手帳の有無

療育手帳所持者の程度別の状況をみると、A（重度）とB（重度以外）は、ほぼ半々となっている。

(1) 療育手帳の有無

74.7%の者が、「療育手帳をもっている」と答えている。

(2) 療育手帳の程度

(3) 療育手帳の取得年齢

療育手帳制度が始まったのは昭和48年であるが、18歳未満の児童では、4歳までに48.0%の者が手帳を取得している。

表34 療育手帳の有無

	総数	療育手帳所持	療育手帳不所持	不詳
総数	283,800 (100.0)	211,900 (74.7)	60,500 (21.3)	11,400 (4.0)
18歳未満	100,000 (100.0)	76,500 (76.6)	20,700 (20.7)	2,800 (2.8)
18歳以上	168,200 (100.0)	128,200 (76.2)	34,300 (20.4)	5,700 (3.4)
不詳	15,700 (100.0)	7,200 (45.9)	5,500 (35.3)	3,000 (18.8)

表35 療育手帳の程度

	総数	A	B	不詳
総数	211,900 (100.0)	103,800 (49.0)	105,700 (49.9)	2,400 (1.1)
18歳未満	76,500 (100.0)	42,200 (55.2)	33,900 (44.3)	400 (0.5)
18歳以上	128,200 (100.0)	59,000 (46.0)	67,100 (52.4)	2,000 (1.6)
不詳	7,200 (100.0)	2,600 (35.9)	4,600 (64.1)	—

表36 療育手帳の取得年齢

	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳
総数	211,900 (100.0)	(19.2)	(19.0)	(12.0)	(9.5)	(4.4)	(10.4)	(7.0)	(5.9)	(2.4)	(0.8)	(9.3)
18歳未満	76,500 (100.0)	(48.0)	(31.8)	(10.8)	(5.8)	(.)	(.)	(.)	(.)	(.)	(.)	(3.6)
18歳以上	128,200 (100.0)	(2.9)	(11.5)	(13.2)	(11.5)	(7.2)	(16.5)	(11.2)	(9.6)	(3.9)	(1.3)	(11.1)
不詳	7,200 (100.0)	(5.1)	(15.4)	(2.6)	(12.8)	(2.6)	(12.8)	(5.1)	(2.6)	(2.6)	(-)	(38.5)

17 身体障害者手帳所持状況等

(1) 身体障害の種類

在宅精神薄弱児(者)では、およそ5万人が身体障害者手帳を所持しており、全体の17.7%である。身体の障害の種類では、「肢体不自由」が67.4%と最も多い。

表37 身体障害者手帳所持者の身体障害の種類

	総数	視覚障害	聴覚または平衡機能の障害	音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障害	肢体不自由	内部障害
総数	50,300 (100.0)	10,300 (20.5)	6,300 (12.5)	13,300 (26.4)	33,900 (67.4)	6,500 (12.8)

※複数回答

(2) 身体障害者手帳の等級

身体障害者手帳の等級をみると、1級と2級で全体の59.3%となっている。精神薄弱の程度別にみると、最重度の者は、身体障害者手帳の1, 2級が79.5%, 重度の者は、1, 2級が61.2%となっている。

なお、精神薄弱の程度が最重度・重度であり、かつ身体障害者手帳の程度が1・2級に該当する肢体不自由の障害のある者は、12,800人と推計される。

表38 身体障害者手帳所持者の身体障害の等級

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不詳
総数	50,300 (100.0)	17,900 (35.5)	12,000 (23.8)	8,300 (16.5)	3,900 (7.7)	3,300 (6.6)	2,600 (5.1)	2,400 (4.8)
最重度	15,300 (100.0)	(69.9)	(9.6)	(9.6)	(3.6)	(3.6)	(1.2)	(2.4)
重度	20,500 (100.0)	(29.7)	(31.5)	(18.0)	(5.4)	(5.4)	(3.6)	(6.3)
中度	8,900 (100.0)	(6.2)	(25.0)	(20.8)	(12.5)	(14.6)	(14.6)	(6.2)
軽度	3,700 (100.0)	(-)	(35.0)	(20.0)	(30.0)	(10.0)	(5.0)	(-)
不詳	2,000 (100.0)	(27.3)	(27.3)	(27.3)	(-)	(-)	(9.1)	(9.1)

(3) てんかんの有無

「てんかんがある」と答えている者は、39,500人であり、在宅精神薄弱児(者)の13.9%となっている。

用語の定義

この調査における用語は、次のように定義して用いている。

1 精神薄弱

「知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)にあら

われ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義した。

なお、精神薄弱であるかどうかの判定基準は、以下による。

次の(a)および(b)のいずれにも該当するものを精神薄弱とする。

(a) 「知的機能の障害」について

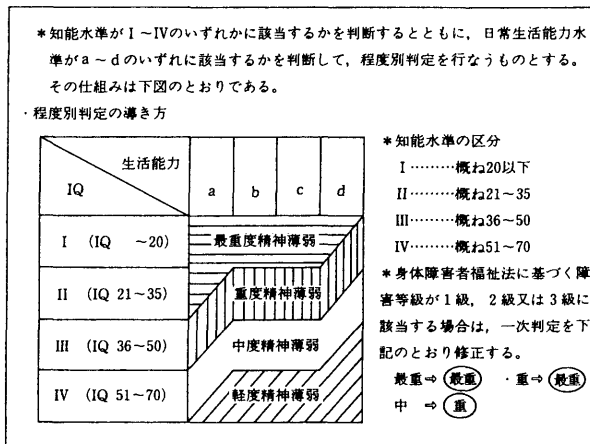
標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数が概ね70までのもの。

(b) 「日常生活の支障」について

日常生活能力（自立機能、運動機能、意志交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準（別記1）のa、b、c、dのいずれかに該当するもの。（※別記1省略）

2 精神薄弱の程度

以下のものを、基準として用いた。



3 保健・行動上の問題について

保健・行動上の問題について、「保健面・行動面の判断」によって、保健面、行動面についてそれぞれ

その程度を判定し、程度別判定に付記するものとした。

保健面・行動面の判断					
程度領域	1度	2度	3度	4度	5度
保健面	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康に常に注意、看護が必要発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的に変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	特に配慮は必要ない。
行動面	行動上の障害が顕著で常時付添い注意が必要。	行動上の障害があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	特に配慮は必要ない。

(注) 行動上の障害とは、多動、自分を傷つける、物をこわす、拒食の問題等、本人が安定した生活を続けることを困難にしている行動をさします。